

亡くなられた方の運転免許証について

亡くなられた方の運転免許証については、ご家族の方に返納していただく義務はありません。

ただし、運転免許証の有効期限が満了していない場合には、運転免許証更新連絡書等の通知が届くことになります。

通知の停止を希望される場合には、次の手続が必要になります。

■ 手続場所

○広島県運転免許センター（広島市佐伯区）1階10番窓口

○広島県東部運転免許センター（福山市瀬戸町）1階3番窓口

○各警察署の交通課

（竹原署大崎上島分庁舎、呉署音戸分庁舎、尾道署因島分庁舎、山県署千代田交番、福山北署油木交番、庄原署東城交番でも可。）

■ 受付日・時間

○各運転免許センター

・日曜日～金曜日 8時30分～17時00分

○各警察署上記の分庁舎・交番

・月曜日～金曜日 9時00分～12時00分／13時00～16時00分

※ いずれも休日及び12月29日～1月3日の間を除きます。

■ 必要なもの

- ・亡くなられた方の運転免許証
- ・亡くなられたことを証明する書類（死亡診断書・埋葬許可証の写し、住民票の除票などの書類）
- ・申請に来られる方の本人確認書類（運転免許証など）

■ お問合せ先

広島県警察本部交通部運転免許課 免許第二係

Tel:082-228-0110（代表） 内線:703-225・229

月～金（休日を除く）8:30～17:00 までの間 ※12月29日～1月3日の間を除きます。